

資料4. 法律（障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号）

概要（内閣府ホームページ）

**障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律
（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）概要
（令和4年法律第50号）**

目的（1条） 全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要
障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する

※「障害者」：障害者基本法第2条第1号に規定する障害者（2条）

基本理念（3条） 障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とすべき事項
①障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
②日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
③障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする
④高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う（デジタル社会）

関係者の責務・連携協力・意見の尊重（4条～8条）
・国・地方公共団体の責務等（4条）※障害者でない者にも資することを認識しつつ施策を行う
・事業者の責務（5条） ・国民の責務（6条）
・国・地方公共団体・事業者等の相互の連携協力（7条） ・障害者等の意見の尊重（8条）

基本的な事項（11条～16条）

<p>(1) 障害者による情報取得等に資する措置等（11条） ①機器・サービスの開発提供への助成、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援 ②利用方法習得のための取組（居宅支援・講習会・相談対応等）、当該取組を行う者への支援 ③関係者による「協議の場」の設置 など</p>	<p>(4) 障害者からの相談・障害者に提供する情報（14条） 国・地方公共団体について ①相談対応に当たっての配慮 ②障害の種類・程度に応じて情報を提供するよう配慮</p>
<p>(2) 防災・防犯及び緊急の通報（12条） ①障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進 ②多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進 など</p>	<p>(5) 国民の関心・理解の増進（15条） ○機器等の有用性・意思疎通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する関心・理解を深めるための広報・啓発活動の充実 など</p>
<p>(3) 障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策（13条） ①意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上 ②事業者の取組への支援 など</p>	<p>(6) 調査研究の推進等（16条） ○障害者による情報取得等に関する調査研究の推進・成果の普及</p>

○障害者基本計画等（障害者基本法）に反映・障害者白書に実施状況を明示（9条）
○施策の実施に必要な法制上・財政上の措置等（10条）

※施行期日：令和4年5月25日

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後全文(案)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

<p><u>精神科病院における虐待防止に向けた取組を一層推進するため、令和四年障害者総合支援法等改正法により、令和六年四月から、業務従事者等への研修や患者への相談体制の整備等が管理者に義務づけられたことや、業務従事者による虐待を発見した者に通報が義務づけられたこと等を踏まえ、都道府県においては、業務従事者等による通報の受理体制の整備、監督権限等の適切な行使や措置等の公表が求められる。</u></p> <p>二 意思決定支援の促進</p> <p>都道府県は、意思決定支援の質の向上を図るため、<u>相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する</u>研修等の機会を通じて、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して普及を図るように努める必要がある。</p> <p>三 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進</p> <p>第一の<u>一の7</u>における障害者の<u>文化芸術</u>活動支援による社会参加等の促進に関しては、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンター及び広域的な支援を行うセンター<u>における次の支援</u>を推進する。</p> <p>(一) <u>文化芸術活動に関する</u>相談支援</p> <p>(二) <u>文化芸術</u>活動を支援する人材の育成</p> <p>(三) 関係者のネットワークづくり</p> <p>(四) <u>文化芸術活動に参加する</u>機会の創出</p> <p>(五) 障害者の文化芸術活動の情報収集及び発信</p> <p>(六) その他地域の実情等を踏まえ実施すべき障害者の文化芸術活動に関する支援等</p> <p><u>四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進</u></p>	
--	--

第一の一の七における障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進に関しては、都道府県・市区町村において、障害特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体障害や難病等）に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図るため、次のような取組を実施することが必要である。

(一) 障害特性に配慮した意思疎通支援（手話通訳、要約筆記、代筆・代読、触手話や指点字等）のニーズを把握するための調査等

(二) ニーズに対応した支援を実施するために必要な意思疎通支援者の養成

(三) 意思疎通支援者の派遣及び設置を実施するための体制づくり（都道府県による広域派遣や派遣調整等を含む）

(四) 遠隔地や緊急時等に対応するためのICT機器等の利活用

五 障害を理由とする差別の解消の推進

共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要であり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）では、障害者等に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定するとともに、対象となる障害者等は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られるものではないこととしている。

都道府県及び市町村は、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動などを行う必要があるとともに、指定障害福祉サービス等支援の事業者をはじめとする福祉分野の事業者は、障害を理由とする差別を解消するための取組を行うに当たり、厚生労働省が作成した「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」（平成二十七年十一月厚生労働大臣決定）を踏まえ、必要かつ合理的な配慮などについて、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待される。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/001063298.pdf>

資料6. 意思疎通支援に関する条例

意思疎通支援に関する条例を定めている自治体の一例を紹介

○石川県

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい石川県づくり条例」

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/kyousei/documents/joureizenbun.pdf>

○千代田区

「千代田区障害者の意思疎通に関する条例」

<https://www.city.chiyoda.lg.jp/documents/15564/ishisotsu.pdf>

○中野区

「中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」

https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/404500/d028655_d/fil/ishisotsuu_jourei.pdf

<参考文献>

○情報・意思疎通支援事業「代筆・代読」従事者養成研修テキスト第1版、
NPO 法人神奈川県視覚障害者福祉協会、2019年

社会福祉法人日本視覚障害者団体連合（当時 日本盲人会連合）発行

○読み書きが困難な弱視（ロービジョン）者の支援の在り方に関する調査研究事業 報告書、2016年

<http://nichimou.org/all/news/secretariat-news/170327-jimu/>

○視覚障害者への代筆・代読支援に関する調査研究事業 報告書、2019年

<http://nichimou.org/all/news/secretariat-news/190409-jim/>

○地域における視覚障害者への代筆・代読支援に向けた調査研究事業 報告書、2020年

<http://nichimou.org/all/news/secretariat-news/200323-jim/>

視覚障害者の代筆・代読の効果的な
支援方法に関する調査研究事業
— 報告書 —

【発行】2023年（令和5年）3月
社会福祉法人日本視覚障害者団体連合
〒169-8664
東京都新宿区西早稲田2-18-2
TEL 03-3200-6169
FAX 03-3200-7755